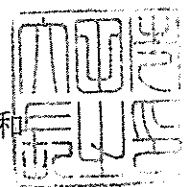


大田市告示第 165-3 号

大田市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年大田市条例第 61 号）第 10 条第 3 項の規定に基づき告示する。

令和 3 年 8 月 2 日

大田市長 楫野 弘和



1. 指定を取消とする指定管理者の名称
さんべ観光株式会社
2. 施設の名称
三瓶観光リフト
3. 取消日
令和 3 年 7 月 31 日